

第1回司法関連統計共同研究 (モンゴル・ウズベキスタン)の実施について

前国際協力部教官（現京都地方検察庁検事）

庄地 美菜子

1 はじめに

令和5年2月28日（火）から3月7日（火）までの間、第1回司法関連統計共同研究を実施し、研究員として、モンゴル国立法律研究所及びウズベキスタン共和国法執行アカデミーから各5名を招へいし、我が方からも法務総合研究所研究部研究官1名が研究員として参加した。

2 本共同研究実施の背景

司法関連統計のうち、刑事司法統計、すなわち犯罪検挙、捜査、公判、犯罪者処遇等に関する統計は、我が国の警察白書や犯罪白書が刑事政策を立案するための基礎素材として極めて重要な位置を占めていることから分かるように、一国の刑事司法分野の状況を客観的に示すとともに、中長期的な観点から刑事司法制度の在り方や政策の方向性を検討する上で必要不可欠な資料である。

また、法制度整備支援の実施に当たっても、制度上の課題、問題点を把握するために支援対象国の刑事司法に関する統計を分析することは極めて有用である。

かかる有用性に鑑み、法務総合研究所国際協力部においては、2019年7月に法務総合研究所とウズベキスタン共和国法執行アカデミー¹(前ウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミー)との間で締結した協力覚書(Memorandum of Cooperation。以下「MOC」という。)に基づいて、2020年7月から同アカデミーに対して、犯罪白書作成や犯罪統計データを利用した犯罪予防に関する共同研究を、法務総合研究所研究部及び国際連合研修協力部(国連アジア極東犯罪防止研修所/UNA FEI)の協力を得て継続的に実施してきた²。

また、モンゴル国立法律研究所との間では、2021年8月に法務総合研究所とモンゴル国立法律研究所との間で締結したMOCに基づき両国の刑事司法制度の比較等を共同研究として行ってきたものであるが³、同研究所は、近年、犯罪白書の編さんも手がけており、刑事司法統計に関して互いの知見を共有したい旨の要望がかねてより当部に対

¹ 2022年11月28日に発出された大統領令に基づき、警察官や検察官などの捜査官の育成及び刑事司法分野の研究を目的として設立されたアカデミー。既存の同国最高検察庁アカデミーを前身として改組された。

² 同アカデミーに対する犯罪白書作成に関する共同研究の実施経緯等詳細については、庄地美菜子「ウズベキスタン共和国における法整備支援(犯罪白書作成支援)」ICD NEWS第86号(2021年3月号)134頁以下、黒木宏太「ウズベキスタン：犯罪白書作成と犯罪予防研究に関する支援(フェーズ2)－犯罪白書作成支援を中心に－」ICD NEWS第91号(2022年6月号)92頁以下を参照されたい。

³ モンゴル国立法律研究所は、法務・内務省の一機関である研修・研究機関。同研究所との間の共同研究の実施経緯等詳細については、河野龍三「モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ(～MOCに基づく活動の一環として～)」ICD NEWS第89号(2021年12月号)113頁以下、庄地美菜子「モンゴルにおける現地セミナーの開催について」ICD NEWS第94号(2023年3月号)95頁以下を参照されたい。

して寄せられていた。

かかる状況を踏まえ、モンゴル国立法律研究所、ウズベキスタン共和国法執行アカデミーからそれぞれ研究員を招へいし、両国と我が国が、今後取り組むべき刑事司法統計の具体的な課題や刑事司法統計を含むデータを利活用した犯罪予防に関する知識の強化、認識を共有することを目的として、本共同研究を行うこととした。

さらに、他国の犯罪統計の実情についての分析やこれについての意見交換を行うことは、我が国の刑事司法統計の作成及びその活用にも有効であることから、我が国において犯罪白書の作成を担う法務総合研究所研究部から同部研究官も本共同研究の研究員として参加した。

3 実施内容について

(1) テーマ1「犯罪白書の作成とその活用」について

本共同研究の一つ目のテーマである「犯罪白書の作成とその活用」について、刑事司法統計データの収集、収集した統計データに基づく資料作成に関する諸問題、作成した統計資料をどのように刑事政策に生かして行くべきか、また逆に、刑事政策立案に資する統計資料とはいかなるものかという観点からの制度上、実務上の問題点の検討や比較研究を行った。

本テーマについては、法務総合研究所研究部室長研究官の石原淳一から、我が国の犯罪白書（英語版）に記載された統計資料から、薬物犯罪に関する統計資料や再犯に関する統計資料等を取り上げ、それぞれの統計資料についての詳細かつ具体的な紹介がなされた。犯罪白書の作成に関しては、内容もさることながら、それに先立つ人的物的体制構築も大きな課題となるところ、研究員からは、どのソフトを使用しているのか、データの収集はどのような仕組みで行っているのか、日本語版と英語版とでそれぞれどのような人員体制とタイムスケジュールで行っているのかなど実際的な質問が相次いだ。さらに、我が国の犯罪白書の大きな特徴であるルーティンパートと特集パートの二部構成についても、どのようにして特集パートのテーマを決めているのかなどの質問があり、高い関心が寄せられた。

さらに、龍谷大学法学部浜井浩一教授からは、「証拠に基づく政策立案のための犯罪統計」と題し、犯罪白書や警察白書等の統計資料をいかに読み解くか、という観点から、その背後にあった政策決定の例や、我が国と各国の犯罪統計の比較等につき詳細な御講義をいただいた。

(2) テーマ2「データを用いた犯罪予防について」

二つ目のテーマは「データを用いた犯罪予防」とし、その観点から我が国における犯罪予防に関する様々な取組を紹介した。

近年、国内外において、犯罪マッピングや犯罪通報システムの構築、A I・アルゴリズムを用いた犯罪予測や分析（犯罪・交通事故予測、不審車両特定、わいせつ画像判定、SNS分析）等、犯罪予防・犯罪捜査分野における先端技術の活用が急速に進

められている。モンゴル国・ウズベキスタン共和国双方とも、これらの先端技術の活用について関心が高く、この点に関する我が国の知見を得たいとの要望が特に強かったものである。

本テーマに関しては、拓殖大学守山正名誉教授から「A I を利活用した警察・刑事司法制度」と題する御講義をいただき、犯罪予測の必要性とその効果、犯罪機会の削減による犯罪予防の必要性、英国におけるホットスポット分析の紹介、神奈川県警察が行っているA I を用いた犯罪予測の実際等について詳細な御講義をいただいた。

なお、守山名誉教授からは「犯罪予防に焦点を当てたA I 活用による刑事司法制度の将来」と題する論考を御寄稿いただいているので、そちらも参照いただきたい（I C D NEWS本号6頁以下）。

また、警察大学校警察情報通信研究センター野貴泰教授からは、「予測システムで使われる犯罪予測技術」と題する御講義をいただき、A I やアルゴリズムを用いた犯罪予測の仕組みやその利点、今後導入するに当たっての留意点等について御解説いただいた。

また、実際の取組として、京都府警察では2016年から独自のアルゴリズムに基づき犯罪発生の危険性が高い場所を分析する犯罪防御システムを導入して効率的かつ効果的なパトロール活動等を行っているところ、研究員は京都府警察本部を訪問し、京都府警察刑事部刑事企画課主席調査官捜査支援分析センター所長から同システムの概要や同システム導入が犯罪の抑止につながったことなどにつき御解説いただいたほか、京都府警察岡崎公園前交番において、同システムを用いたパトロール活動のやり方について御解説いただくなど、実際の現場で犯罪防御システムがどのように活用されているのかを体験することもできた。

本テーマに対しても研究員の関心は非常に高く、A I 等を用いた犯罪予測を行う前提としての法制備の要否や予算上の措置、効果検証のやり方、システム導入により削減された支出についてなど、両国における将来的な導入を念頭に置いた具体的な質問が相次いだ。

4 その他

(1) 公開セミナーの実施等について

本共同研究期間中に「モンゴル・ウズベキスタンにおける近年の司法制度改革」と題する公開セミナーを公益財団法人国際民商事法センター（I C C L C）と法務総合研究所において共催し、モンゴル国立法律研究所エルデム オンダラフ・フレルバートル所長、ウズベキスタン共和国法執行アカデミー エフゲニー・コレンコ所長代行から、両国における経済の自由化に対応し、投資環境を改善するための法改正や組織改編、人材育成のあり方等についてそれぞれ紹介がなされた。

また、I C C L Cには、本共同研究実施に当たって事前準備の段階から各種サポートをいただき、この場をお借りして深く御礼を申し上げる。

(2) 使用言語について

本共同研究は、使用言語を英語とし、講義やプレゼンテーションを英語で（又は日英逐語通訳を介して）実施した。ただし、質疑応答では、場合によっては英語での意思疎通に難があることも予想されたことから、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の御協力を賜り、同センターのモンゴル人留学生とウズベキスタン留学生に参加いただいて、適宜、日本語とモンゴル語、日本語とロシア語（又はウズベク語）の逐語通訳を行っていただいた。留学生の皆様には、全ての場面において非常に的確な通訳によってサポートいただいた。本共同研究は、留学生の皆様の助けなしでは十分な目的を遂げることができなかったと言っても過言ではない。

モンゴル国からの留学生であるバヤルサイハン・ヘルレンチメグ氏、バトバヤル・エンフジャブフラン氏、バトエルデネ・ルハグワジャルガル氏、ウズベキスタン共和国からの留学生であるダブロンベック・ウバイドウラエフ氏、ハサンボイ・ラヒムベルガノフ氏の5名の皆様にはこの場をお借りして心より御礼を申し上げたい。

5 終わりに

本共同研究が、モンゴル国・ウズベキスタン共和国双方の刑事司法統計の整備、先端技術を用いた犯罪予測システム導入の一助となること、ひいては、両国における「法の支配」の浸透に貢献し、法・司法分野における両国との友好協力関係をより一層発展させることを願ってやまない。

本共同研究に多大なる御協力をいただいた関係者の皆様にはこの場をお借りして心より御礼を申し上げたい。



【岡崎公園前交番において説明を受ける研究員】



【岡崎公園前交番での集合写真】



【浜井浩一教授の講義風景】



【講演を行うモンゴル国立法律研究所長】



【講演を行うウズベキスタン共和国法執行アカデミー所長代行】



【法務省赤れんが棟共用会議室での集合写真】